京都市告示第481号

京都市梅小路公園のパークカフェから、京都市梅小路公園条例施行規則第2条規定に基づき、供用しない日の臨時変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成26年12月26日

京都市長 門川 大作

期間	区分			供用しない日
平成26年12	店舗	その他のもの	変更後	なし
月28日(日)か				
ら27年1月4			 現行	1月1日から同月4日まで及び12
日 (日) まで			2611	月28日から同月31日まで

(南部みどり管理事務所)